

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成19年10月4日(2007.10.4)

【公開番号】特開2006-55264(P2006-55264A)

【公開日】平成18年3月2日(2006.3.2)

【年通号数】公開・登録公報2006-009

【出願番号】特願2004-238261(P2004-238261)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

A 6 3 F 7/02 3 1 3

【手続補正書】

【提出日】平成19年8月16日(2007.8.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

始動口に対する遊技球の入賞に応じて、図柄表示部が表示する特別図柄を変動させ、当該特別図柄の変動中は、前記始動口に対する入賞を所定個数まで保留記憶する弾球遊技機であって、

第一始動口に対する遊技球の入賞に応じて、第一の特別図柄を変動表示する第一図柄表示部と、

前記第一図柄表示部が変動表示状態のとき、前記第一始動口に対する入賞を所定個数まで保留記憶する第一保留記憶手段と、

第二始動口に対する遊技球の入賞に応じて、第二の特別図柄を変動表示する第二図柄表示部と、

前記第二図柄表示部が変動表示状態のとき、前記第二始動口に対する入賞を所定個数まで保留記憶する第二保留記憶手段と、

前記第一保留記憶手段と前記第二保留記憶手段の合計保留記憶個数を表示するものであり、最大保留記憶個数が設定されている合計保留記憶表示部とを備えることを特徴とする弾球遊技機。

【請求項2】

前記第一保留記憶手段と前記第二保留記憶手段の合計保留記憶個数の最大値をN、前記第一保留記憶手段の最大保留記憶個数をn1、前記第二保留記憶手段の最大保留記憶個数をn2としたとき、

$$N = n_1 + n_2$$

但し、n1、n2は、1以上の整数

が成立することを特徴とする請求項1記載の弾球遊技機。

【請求項3】

前記第一保留記憶手段と前記第二保留記憶手段の合計保留記憶個数の最大値をN、前記第一保留記憶手段の最大保留記憶個数をn1、前記第二保留記憶手段の最大保留記憶個数をn2としたとき、

$$N = n_1, \text{かつ}, N = n_2$$

但し、n1、n2は、1以上の整数

が成立することを特徴とする請求項1記載の弾球遊技機。

【請求項4】

前記第一保留記憶手段と前記第二保留記憶手段の合計保留記憶個数の最大値をN、前記第一保留記憶手段の最大保留記憶個数をn1、前記第二保留記憶手段の最大保留記憶個数をn2としたとき、

$$N < n1 + n2$$

但し、n1、n2は、1以上の整数

が成立することを特徴とする請求項1又は3記載の弾球遊技機。

【請求項5】

前記第一保留記憶手段の保留記憶個数を表示する第一保留記憶表示部と、前記第二保留記憶手段の保留記憶個数を表示する第二保留記憶表示部とを備えることを特徴とする請求項1~4のいずれかに記載の弾球遊技機。

【請求項6】

前記第一図柄表示部は、第一の特別図柄を変動表示する第一特別図柄表示装置と、第一の特別図柄に係る演出図柄を変動表示する第一演出図柄表示装置とを含み、

前記第二図柄表示部は、第二の特別図柄を変動表示する第二特別図柄表示装置と、第二の特別図柄に係る演出図柄を変動表示する第二演出図柄表示装置とを含み、

前記第一保留記憶表示部は、前記第一演出図柄表示装置内又はその近傍に配置され、

前記第二保留記憶表示部は、前記第二演出図柄表示装置内又はその近傍に配置され、

前記合計保留記憶表示部は、前記第一特別図柄表示装置及び/又は前記第二特別図柄表示装置の近傍に配置される

ことを特徴とする請求項5記載の弾球遊技機。

【請求項7】

前記第一保留記憶手段と前記第二保留記憶手段の合計保留記憶個数表示と、前記第一保留記憶手段の保留記憶個数表示と、前記第二保留記憶手段の保留記憶個数表示とに兼用される保留記憶表示部を備えることを特徴とする請求項1~4のいずれかに記載の弾球遊技機。

【請求項8】

前記保留記憶表示部は、保留記憶個数に応じて表示される複数の保留記憶表示要素を配置して構成され、前記第一保留記憶手段の保留記憶を表示するときは、前記保留記憶表示要素を第一の表示色又は第一の図柄で表示し、前記第二保留記憶手段の保留記憶を表示するときは、前記保留記憶表示要素を第二の表示色又は第二の図柄で表示することを特徴とする請求項7記載の弾球遊技機。

【請求項9】

前記保留記憶表示部は、保留記憶個数に応じて表示される複数の保留記憶表示要素を一列に配置して構成され、前記第一保留記憶手段の保留記憶を表示するときは、一端側の前記保留記憶表示要素から表示を始め、前記第二保留記憶手段の保留記憶を表示するときは、他端側の前記保留記憶表示要素から表示を始めることを特徴とする請求項7又は8記載の弾球遊技機。

【請求項10】

前記第一保留記憶手段と前記第二保留記憶手段の合計保留記憶個数が最大値Nに達したとき、それを報知する保留記憶満杯報知手段を備えることを特徴とする請求項1~9のいずれかに記載の弾球遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、上記の如き実情に鑑みこれらの課題を解決することを目的として創作された

ものであって、始動口に対する遊技球の入賞に応じて、図柄表示部が表示する特別図柄を変動させ、当該特別図柄の変動中は、前記始動口に対する入賞を所定個数まで保留記憶する弾球遊技機であって、第一始動口に対する遊技球の入賞に応じて、第一の特別図柄を変動表示する第一図柄表示部と、前記第一図柄表示部が変動表示状態のとき、前記第一始動口に対する入賞を所定個数まで保留記憶する第一保留記憶手段と、第二始動口に対する遊技球の入賞に応じて、第二の特別図柄を変動表示する第二図柄表示部と、前記第二図柄表示部が変動表示状態のとき、前記第二始動口に対する入賞を所定個数まで保留記憶する第二保留記憶手段と、前記第一保留記憶手段と前記第二保留記憶手段の合計保留記憶個数を表示するものであり、最大保留記憶個数が設定されている合計保留記憶表示部とを備えることを特徴とする。このように構成すれば、第一図柄表示部及び第二図柄表示部に保留記憶機能を持たせることができるために、いずれか一方の図柄表示部だけに保留記憶機能を持たせる場合のように、各図柄表示部の利用率に大きな偏りが生じることを回避でき、その結果、図柄表示部を二つ設けたことによる効果を存分に発揮することができる。しかも、合計保留記憶表示部を備えるので、両図柄表示部の合計保留記憶個数を明確に示すことができる。

また、前記第一保留記憶手段と前記第二保留記憶手段の合計保留記憶個数の最大値をN、前記第一保留記憶手段の最大保留記憶個数をn1、前記第二保留記憶手段の最大保留記憶個数をn2としたとき、

$$N = n_1 + n_2$$

但し、n1、n2は、1以上の整数

が成立することを特徴とする。このように構成すれば、例えば、合計保留記憶個数の最大値が4である場合、各図柄表示部の最大保留記憶個数を「3：1」、「2：2」又は「1：3」というように、明確に振り分けることができる。

また、前記第一保留記憶手段と前記第二保留記憶手段の合計保留記憶個数の最大値をN、前記第一保留記憶手段の最大保留記憶個数をn1、前記第二保留記憶手段の最大保留記憶個数をn2としたとき、

$$N = n_1, \text{かつ}, N = n_2$$

但し、n1、n2は、1以上の整数

が成立することを特徴とする。このように構成すれば、例えば、合計保留記憶個数の最大値が4である場合、各図柄表示部の最大保留記憶個数を「4：4」として、早い者勝ちで保留記憶を行うことができる。

また、前記第一保留記憶手段と前記第二保留記憶手段の合計保留記憶個数の最大値をN、前記第一保留記憶手段の最大保留記憶個数をn1、前記第二保留記憶手段の最大保留記憶個数をn2としたとき、

$$N < n_1 + n_2$$

但し、n1、n2は、1以上の整数

が成立することを特徴とする。このように構成すれば、例えば、合計保留記憶個数の最大値が4である場合、各図柄表示部の最大保留記憶個数を「2：3」、「3：2」、「2：4」、「4：2」、「3：3」、「3：4」、「4：3」又は「4：4」として、早い者勝ちで保留記憶を行うことができる。

また、前記第一保留記憶手段の保留記憶個数を表示する第一保留記憶表示部と、前記第二保留記憶手段の保留記憶個数を表示する第二保留記憶表示部とを備えることを特徴とする。このように構成すれば、各図柄表示部の保留記憶個数を明確に示すことができる。

また、前記第一図柄表示部は、第一の特別図柄を変動表示する第一特別図柄表示装置と、第一の特別図柄に係る演出図柄を変動表示する第一演出図柄表示装置とを含み、前記第二図柄表示部は、第二の特別図柄を変動表示する第二特別図柄表示装置と、第二の特別図柄に係る演出図柄を変動表示する第二演出図柄表示装置とを含み、前記第一保留記憶表示部は、前記第一演出図柄表示装置内又はその近傍に配置され、前記第二保留記憶表示部は、前記第二演出図柄表示装置内又はその近傍に配置され、前記合計保留記憶表示部は、前記第一特別図柄表示装置及び／又は前記第二特別図柄表示装置の近傍に配置されることを

特徴とする。このように構成すれば、第一の特別図柄表示と、第一の特別図柄に係る演出図柄表示と、第二の特別図柄表示と、第二の特別図柄に係る演出図柄表示を別々の表示装置で行うことができるだけでなく、各保留記憶表示部の配置が最適化されるので、特別図柄表示、演出図柄表示及び保留記憶表示の視認性を向上させることができる。

また、前記第一保留記憶手段と前記第二保留記憶手段の合計保留記憶個数表示と、前記第一保留記憶手段の保留記憶個数表示と、前記第二保留記憶手段の保留記憶個数表示とに兼用される保留記憶表示部を備えることを特徴とする。このように構成すれば、保留記憶表示部の個数を削減し、コストダウンを図ることができる。

また、前記保留記憶表示部は、保留記憶個数に応じて表示される複数の保留記憶表示要素を配置して構成され、前記第一保留記憶手段の保留記憶を表示するときは、前記保留記憶表示要素を第一の表示色又は第一の図柄で表示し、前記第二保留記憶手段の保留記憶を表示するときは、前記保留記憶表示要素を第二の表示色又は第二の図柄で表示することを特徴とする。このように構成すれば、第一及び第二保留記憶手段の保留記憶個数を同じ保留記憶表示部で表示しても、各保留記憶手段の保留記憶個数を識別することが可能になる。

また、前記保留記憶表示部は、保留記憶個数に応じて表示される複数の保留記憶表示要素を一列に配置して構成され、前記第一保留記憶手段の保留記憶を表示するときは、一端側の前記保留記憶表示要素から表示を始め、前記第二保留記憶手段の保留記憶を表示するときは、他端側の前記保留記憶表示要素から表示を始めることを特徴とする。このように構成すれば、第一及び第二保留記憶手段の保留記憶個数を同じ保留記憶表示部で表示しても、各保留記憶手段の保留記憶個数を識別することが可能になる。

また、前記第一保留記憶手段と前記第二保留記憶手段の合計保留記憶個数が最大値Nに達したとき、それを報知する保留記憶満杯報知手段を備えることを特徴とする。このように構成すれば、合計保留記憶個数が満杯であることを明確に示すことができる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

以上のように構成された本発明によれば、第一図柄表示部及び第二図柄表示部に保留記憶機能を持たせることができるので、いずれか一方の図柄表示部だけに保留記憶機能を持たせる場合の如く、各図柄表示部の利用率に大きな偏りが生じることを回避でき、その結果、図柄表示部を二つ設けたことによる効果が存分に発揮される。しかも、合計保留記憶表示部を備えるので、両図柄表示部の合計保留記憶個数を明確に示すことができる。